

令和2年4月23日

「新型コロナウイルス関連の感染症対策について」
(特別定額給付金(仮称)事業等に関する学生等への周知について)

4月22日、文部科学省の専修学校教育振興室は各都道府県等専修学校・各種学校担当に1点の情報共有事項等をメールにて送信し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

1.【事務連絡】特別定額給付金(仮称)事業等に関する学生等への周知について(各都道府県等・各専修学校及び各種学校・生徒向け)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生徒への経済的支援については、これまでも生徒や保護者へのきめ細かな周知等をお願いしていますが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うことを目的とした、特別定額給付金(仮称)事業の実施が予定されています。本事業につきましては、4月27日時点において住民基本台帳に記録されている者全てが対象となりますので、各学校は学生等に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお、給付金の内容については下記、特別定額給付金(仮称)事業を担当している総務省のコールセンターにお問い合わせください。

<特別定額給付金(仮称)事業の内容について>

TEL 03-5638-5855(土、日、祝日を除く9:00~18:30)

また、学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報(3月31日依頼)、休業情報(2月27日依頼)、専門学校の新学期開始状況等の調査(4月3日依頼)は、所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当あるいは専修学校教育振興室に連絡ください。

ただし、夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯まで連絡ください。

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

引き続きよろしく願いいたします。

以上